

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

矢吹町長 蛭田 泰昭

市町村名 (市町村コード)	矢吹町 (07466)	
地域名 (地域内農業集落名)	舘沢・大町 (一区・二区)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第1回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、水源となる複数のため池や河川があることから水稻作物を中心に耕作を行っており、農業が盛んな地域であるが、耕作者の高齢化が進んでいることに加え、農家以外の地主が多く、遊休農地は増加していることが課題である。また、農道が狭く、大型農業機械の通行や効率的な農作業の妨げになっている。加えて、高齢化やそれに伴う担い手の不足により、今後の農地、施設の維持管理を誰がどのように実施していくかという課題もある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

課題の解消に向け今後基盤整備を実施し担い手への集積、集団化を図るとともに農道の拡幅や用排水路の更新を行う予定である。また、維持管理については担い手を中心とし地域と連携を図りながら組織化を図る。
生産作物については、基盤整備とともに畑地化を行い、ブロッコリーやキュウリ、サヤインゲン等の作付けを行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	31.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	30.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

現在耕作を行っている担い手を目標地図に位置付けて集積を行う。担い手から規模縮小などの相談を受けた際は、地区内で営農を行う担い手や法人等に集約していくことを検討する。矢吹駅周辺の地域については、用途区域であるため除外する。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に地域、農業委員ならびに農地利用最適化推進委員と調整しながら、集積、集団化及びその維持を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
全ての農用地で中間管理機構を活用しており、それを継続する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
実施を予定している。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の新たな担い手の育成・確保について、農業協同組合や農業委員、農地利用最適化推進委員と協力しながら地域内の農業者を中心に検討していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業機械の故障等の不測の事態が生じた際は、農業支援サービス事業者等の活用について検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ⑦全ての農用地及び施設を担い手だけで維持管理していくことは困難であることから、地域内の農家・非農家を問わず可能な限り協力できる体制、組織をつくり、保全・管理等の継続を図る。				